

## 休業要請・支援に関するよくあるご質問

R2.4.23 時点

### ■休業要請について

Q：対象期間はいつからか？

A：4月22日（水）から5月6日（水）までです。

Q：4月22日からすぐに休業をできない場合はどのようにしたらよいか？

A：仕入れ先、取引先との調整や従業員の配置転換などで時間を要する場合、準備が整い次第、できるだけ速やかに施設休業を始めていただきますようお願いいたします。

Q：5月6日以降も休業要請を行う可能性はあるのか？

A：まずは5月6日を期限としていますが、熊本県の状況のみならず、九州・全国等の状況も見極めて判断してきます。

Q：休業要請に応じない施設は、指示・公表されるのか？

A：今回の休業要請は「協力要請」であり、要請に応じない場合に指示や公表までを行うものではありません。

しかし、今後の感染拡大の状況や、国の方針次第では、要請に応じない場合は指示・公表を行うこともあり得ます。

### ■経済支援について

Q：どのような制度があるのか？

A：感染拡大により影響を受けている事業所に対して、「熊本県休業要請協力金（協力金）」と「熊本県事業継続支援金（支援金）」という2つの制度があります。

#### 【協力金】

本県からの休業要請に応じていただいた中小企業等に対し、一律10万円を支給するもの

#### 【支援金】

国の「持続化給付金」の対象外となる、売り上げが前年同月比で30%以上、50%未満減少している中小企業等を対象に、法人は最大20万円、個人事業者は最大10万円支給するもの

Q：いつから申請を受け付けるのか？

A：協力金については、5月のできるだけ早い時期に受付ができるよう準備しています。

支援金については、現在調整中です。決まりましたら速やかにお知らせします。

Q：いつまで申請を受け付けるのか？

A：協力金については、6月末まで受け付ける予定です。

支援金については、現在調整中です。決まりましたら速やかにお知らせします。

Q：いつ頃にもらえるのか？

A：受付後、できるだけ速やかに手続きを行い、支給できるよう努めます。

Q：どうやって申請するのか？

A：協力金については、以下の申請書を県庁担当窓口へ郵送してください。

<申請書類>

- ① 申請書
- ② 営業実態が確認できる書類（例：確定申告書の写し、営業許可書の写し、直近の帳簿など）
- ③ 休業状況が確認できる書類（例：休業期間を告知している店頭ポスター、ホームページの写しなど）
- ④ 誓約書（暴力団関係でないことを誓約）

<郵送先>

〒862-8570

熊本県商工政策課 休業要請協力金係（※住所記載不要）

※支援金については、現在調整中です。決まりましたら速やかにお知らせします。

Q：飲食店は協力金の対象になるか？

A：休業要請の対象にならない飲食店については、営業時間の短縮を要請しているものの、休業要請は行わないため、今回の「協力金」の対象にはなりません。

「支援金」では、休業要請の対象となる事業者だけでなく、営業時間の短縮を要請した施設を含めて、感染拡大の影響を受けている多くの事業者の方々を幅広く支援します。